

校則の周知及び改定について

1 校則の周知について

1) 生徒への周知

- ① 新入生については、新入生登校日に資料を配布して説明を行う。また、入学後の新入生オリエンテーションで詳細を説明する。
- ② 在校生については、各学年ごとに実施する生徒オリエンテーションで資料を配布して説明を行う。

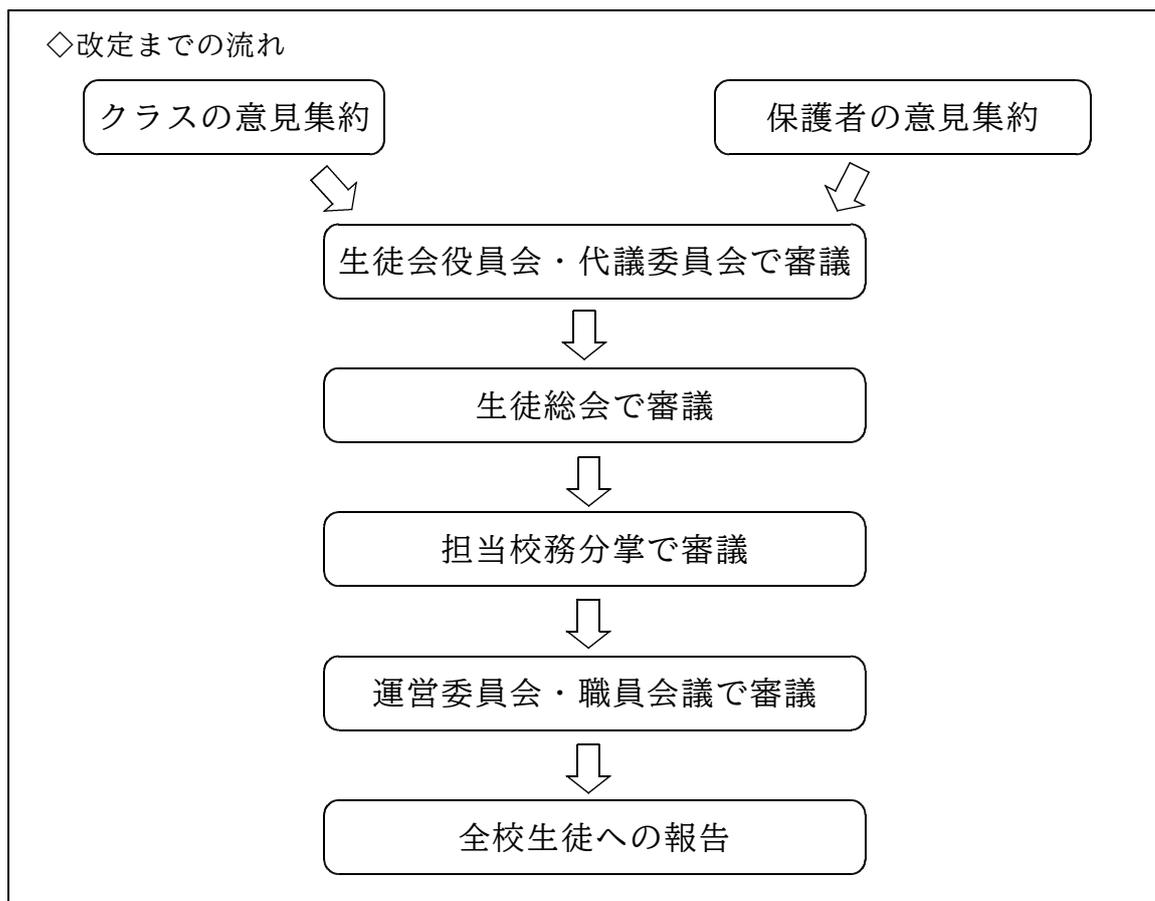
2) 保護者・地域への周知

P T A総会で保護者へ資料を配布して説明を行う。また、学校のホームページに掲載して保護者だけでなく地域・中学生等も閲覧できるようにしておく。

2 校則の改定について

- ① L H R等を活用し、生徒の意見を集約する。また、P T A総会で保護者に対してアンケート等を実施し、保護者の意見を集約する。
- ② 生徒や保護者からの意見を生徒会役員会・代議委員会で審議し、可決されたものを生徒総会に提案する。
- ③ 生徒総会で審議し、可決されたものを生徒指導部や該当校務分掌に提案する。
- ④ 生徒指導部や該当する校務分掌で審議し、その内容を運営委員会や職員会議に提案する。
- ⑤ 運営委員会や職員会議で審議し、承認を得て校則が改定される。
- ⑥ 生徒指導部が改定された内容を生徒へ報告する。

◇改定までの流れ



3 校則の適用について

改定された校則は、次年度から適用される。

